

研修運営管理システム 導入業務

仕 様 書

令和7年4月

公益財団法人 長野県建設技術センター



1. 調達背景及び目的

長野県建設技術センター（以下「当センター」という）が運営する現行の受付管理システムは導入から8年が経過し、デジタル技術による社会環境の変化に対応できていない状況にある。本調達は業務効率化、情報セキュリティ強化、及び顧客の利便性向上を目的とし、パブリッククラウドでシステムを再構築するものである。

2. 調達仕様書の位置づけ

仕様書は調達にあたっての要求仕様と、受託者によって提供されるサービスレベルとの適合性を測るためのものであり、必ずしもすべての要件を満たすことを求めるものではない。採択にあたってはトータルコストを含めた総合的な有用性と、提案の妥当性で評価し判断を行う。仕様書の要件にとらわれることなく、よりよい解決手法や実現手段があれば、提案をすること。

なお、契約段階において、提案に基づいた仕様の変更等があることを予め了承すること。

3. 導入期限

令和7年8月20日（水）

上記期限までにマスタの初期設定も含めたシステム導入に係る作業（任意実装分を除く。）を終え、検収を完了させること。稼働に先立ち職員が試行運用するための環境を整備すること。任意実装分についても同様とする。

4. 採択の方式

プロポーザル方式による見積合わせ

評価基準及びスケジュールについては別紙「プロポーザル実施要項」に示す。

5. 機能要件の内容

機能／非機能要件の詳細については付属資料「要件定義書」に示す。

カスタマイズやアドオン等にかかる費用も本契約に含めること。また、仕様について認識齟齬が生じないように、開発中も綿密にヒアリングを行いながら整合を図ること。

6. 業務計画書

本受託者は、仕様書及び提案書によって作成される委託仕様にもとづいて、業務計画書を作成し、納期に影響を及ぼす可能性があるリスクをあらかじめ明記したうえ、対応方針を示すこと。進捗状況については定量的かつ客観的に把握できるようにし、適宜報告を行うこと。

7. 成果物の取扱い

(1) 知的財産権の帰属

本仕様書に基づき個別要件に併せて受託者が独自に開発したソフトウェア、プログラム、ドキュメント、及びパブリッククラウドサービスに保存する顧客データに関する知的財産権は、当センターに帰属するものとする。受託者は、顧客データを本契約の履行に必要な範囲でのみ利用し、当センターの事前の承諾なく、第三者に開示、提供してはならない。

(2) 瑕疵担保責任

受託者は、本業務の検収日から起算して6ヶ月間、成果物に対する担保責任を負うものとする。その期間内に契約内容に適合しないことが判明した場合には、速やかに無償で是正すること。

8. その他

(1) 著作権等権利の処理

受注者は、本業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権の排他的権利を侵害してはならない。排他的権利を使用する必要がある場合は、受注者が権利関係を処理するものとする。

(2) 第三者への委託

受託者は、本契約に基づく業務の全部または一部を、当センターの事前の承諾なく、第三者に再委託してはならない。委託を許可された場合であっても、受託者は契約による責任を免れることはできない。

(3) 契約終了時の対応

本契約が終了した場合には、システムに蓄積されたすべてのデータを速やかに返還するとともに、データを完全に消去すること。